

## 第168回 石川県都市計画審議会

平成31年3月20日(水) 10時00分から

石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局 : それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第168回石川県都市計画審議会を開催いたします。はじめに、事務局を代表いたしまして、板屋土木部長よりご挨拶申し上げます。

◎板屋部長 : おはようございます。石川県土木部長の板屋でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は、委員の皆様方におかれましては、年度末のご多忙の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また平素より、石川県の土木行政の推進にご尽力・ご支援を賜りまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本県におきましてはですね、北陸新幹線開業から丸4年が経過したところでございますけれども、昨年の観光客の入り込みは、兼六園・金沢城公園の入園者数や主要温泉地の宿泊者数が引き続き開業前を上回る、そういう形で、開業効果が持続しているところでございます。

今後は、東京オリンピック・パラリンピックの開催、そして、北陸新幹線の県内全線開業を受けまして、交流拠点となります、金沢城鼠多門・鼠多門橋の整備、そして、国立工芸館の移転、そして、交流拠点となります金沢港の機能強化整備など、本県が有する歴史・文化的な魅力に厚みを加える取組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

また、国内外からの観光客の増加、こういったものに対応するためにですね、やはり観光に配慮した道づくり、そういったものを進めて参らなければならないと考えておりますし、また、安全安心の向上にも寄与いたします、無電柱化、こういったものも進めながら、美しい街なみの形成に取り組んで参りたいと考えております。

本日は、審議事項といたしまして、北陸新幹線の加賀温泉駅前広場の変更と金沢市内における産業廃棄物処理施設の変更について、ご審議頂くこととしております。

委員の皆様方におかれましては、十分にご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いしたいと存じます。まず、A4版で議事次第、A4版冊子で、第168回石川県都市計画審議会報告及び議案書、それからクリップ止めで、報告事項資料、以上3点資料はございますでしょうか。よろしいでしょうか？

それでは、早速ですが、議事次第に沿って進めてまいります。議事次第ですけれども、委員交代の報告についてでございます。恐縮ですが、議案書の1ペ

ページをご覧ください。

1 ページ中程になりますが、人事異動などによりまして、新たに委員に就任頂いております方々についてご報告します。まず、関係行政機関の委員といたしまして、北陸農政局長の奥田透様、北陸地方整備局長の吉岡幹夫様に、それぞれ、ご就任頂いております。

1 ページをおめくり頂いて、2 ページをお開きください。上の方になりますが、市議会の議長を代表する委員として、石川県市議会議長会会長の清水邦彦様にご就任頂きました。

少し下になりまして、臨時委員についての部分でございます。臨時委員につきましては、6 名の方々が交替されております。一般社団法人石川県農業会議会長の山田修路様、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長の前田洋明様、北陸財務局長の西田直樹様、中部経済産業局長の高橋淳様、北陸信越運輸局長の板崎龍介様、近畿中部防衛局長の島眞哉様、以上の方々にご就任を頂いております。委員の交代についてのご報告は以上でございます。

なお、本日の審議会には、出席をお願いいたしました委員の方々 20 名中、14 名の委員の方にご出席頂いております。

それでは、ここからの議事進行は、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、審議に移りたいと存じます。引き続き、お手元の議事次第にそって議事を進めさせていただきます。

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員 20 名中、14 名のご出席を頂いておりますので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、北尾委員と西条委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回第 167 回審議会の結果についてご報告いたします。議案書は 3 ページをご覧ください。

議題 1582 号から議題 1590 号までの珠洲都市計画ほか 8 件の都市計画区域の整備、開発、保全の方針の変更、いわゆる石川県都市計画区域マスタープランの変更、及び議題 1591 号輪島都市計画道路の変更につきましては、平成 30 年 5 月 25 日に県告示を行っております。

また、議題 1592 号から 1596 号までの金沢都市計画道路の変更及び金沢都市計画公園の変更、白山市都市計画道路の変更、ほか 2 件につきましては、平成 30 年 3 月 30 日に県告示を行っております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には4ページにありますように2件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは議第1597号加賀都市計画道路の変更について上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： 加賀都市計画道路 加賀温泉駅前1号線の変更についてご説明します。議案書は5ページ、図面は6ページとなります。こちらのスクリーンをご覧ください。

今回の見直しの目的は、北陸新幹線県内全線開業に向け、現在整備が進められていますが、加賀温泉駅につきましても、開業により鉄道利用者が増え、交通需要の変化が想定されることから、加賀温泉駅の交通結節点機能の強化、また、加賀温泉郷の玄関口としてふさわしい空間と賑わいの創出を目的に、駅前の広場の変更と道路計画の変更を行うものであります。

位置関係について、ご説明します。こちらが、JR加賀温泉駅です。緑色の点線が、建設中の北陸新幹線のルートです。画面右側が小松市方面、左側が福井県あわら市方面となります。現在の広場についてご説明いたします。西側には路線バス乗降場や送迎バス駐車場があります。東側には自家用車、タクシーの各乗降場、駐車場が位置しております。また、広場の中央には、団体観光客の滞留場所、イベントに利用するギャラリーと呼ばれる大屋根施設が設置されております。

広場の課題について説明させていただきます。現在の広場は以前整備してから18年を経過しており様々な課題が生じております。1点目としまして、観光バス駐車場が無いこと、2つ目としまして、旅館送迎バスが雨に濡れることを避け、送迎バス駐車場ではなく路線バスロータリー内で停車する車両が多く、交通渋滞が発生していること、3つ目としまして、観光地を周遊するCANBUS停留所が広場の外にあり、不便であること、また、送迎にきた車が、短時間駐車場に入らず、ロータリー内の乗降場に停車するケースが多く、通勤通学の時間帯には交通混雑が発生していること、また、交差点部でバスと乗用車が交錯し、交通安全上危険であることなどの課題がございます。

次のスライドをご覧ください。今回、このような課題を踏まえ、加賀市が有識者からなります加賀温泉駅施設整備検討委員会を設置しまして、駅前広場計画の見直しを行っております。変更案について、ご説明いたします。バスの乗降場、駐車場の利便性向上としまして、今後の新幹線開業による観光需要を見込みまして観光バス駐車場を新たに設けることとしております。2つ目としまして、送迎バス駐車場や路線バス乗降場を商業施設アビオシティ加賀に近い東側に配置することとしまして、駅舎までつながる屋根付通路を設け、利便性を高める配置にすることとしております。3点目は、広場外にあったバス停留所についても広場内に配置することとしております。

続きまして、自家用車乗降場の混雑解消についてでございます。これまでの短時間駐車場が駅から遠く、道路わきに停車する車両に対しまして、今回、駐車場入口を乗降場近くに配置するとともに、駐車場の無料時間の延長など運用

面を見直すことで、駐車場の利用を促し、乗降場の混雑解消を図ることとしています。

続きまして、交通環境の改善についてです。これまで、先ほどもご説明しましたが、バスと自家用車、タクシーが、左の図で示す位置で交錯しております。そこで、駅前広場への流入を全ての車両が時計回りで一方通行する環状交差点いわゆるラウンドアバウトを採用し、交差点内の安全を確保することとしております。効果としまして、右折車と直進車の接触事故が起きないこと、速度が落ちやすく重大事故の抑止が見込まれること、また、信号機がないことから停電や災害時等も混乱が起きにくい等のメリットがございます。

続きまして、施設規模についてご説明いたします。施設規模につきましては、開業により見込まれる鉄道利用者数等から、必要規模を求めています。表の上段にお示しします乗降場につきましては、現状と同程度を確保することとしております。表の下段にお示しします駐車場につきましては、自家用車駐車場は、54台から28台としていますが、南口の反対側の北口広場にも同程度の駐車場設けることとしており、全体では、現状以上の台数を確保することとしています。また、利用率の低いタクシー駐車場につきましては、タクシー事業者とも協議しながら適正規模に見直すとともに、観光バス駐車場につきましては、新たに11台分のスペースを確保することとしております。これらの結果、現在の広場面積17,000m<sup>2</sup>から、17,400m<sup>2</sup>に変更することと致したいと思っております。

続きまして、道路部の幅員変更についてご説明します。こちらが道路の現況でございます。加賀温泉駅を望んだ写真になります。現在、駅前交差点から広場までの区間は、赤色で示す約25mで供用されております。青色で示す範囲が40mで、現在都市計画決定されている範囲になっております。25mの現道外側につきましては、加賀市の所有しており、緑地等として利用されております。

変更の幅員につきましては、今回、加賀温泉駅前交差点から駅前広場までの区間、90mでございますが、道路幅員を40mから現況幅員の25mに変更するものになります。こちらが標準断面になります。上段が現計画となっております。今回、駅前広場の見直しに合わせ、当該区間について、車の交通量や歩行者の利用状況等を踏まえ、現況幅員に見直しをすることとしております。

また、残りの片側7.5mにつきましては、加賀市が駅前広場や歩道と一体的な都市空間として、緑地や多目的広場等、駅前の魅力を向上させるため、今後、駅前広場の実施設計にあわせまして、検討を進めることとなっております。

なお、今回の見直しを受け、駅前広場につきましては、加賀市が来年度実施設計を行い、2020年度より工事着手すると聞いております。

最後に当案件は今年の2月5日から19日まで2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で加賀都市計画道路 加賀温泉駅前1号線の変更についての説明を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆高山委員： 駅前広場の変更については、一般の車、タクシー、それから観光バスを含めた路線バス、送迎のバスの出入りを、より正常化して、わかりやすく、安全性もアップした、そんなふうに理解しております。

ただ、ラウンドアバウトという方式は、あまり一般の方、県内でそれほど多く普及していないので、多少混乱といいますか、使い慣れないところはあると思いますけれど、加賀市には、もう一箇所住宅の中だと思っておりますけど、小さめ、小さめって言ったら怒られますけども、そういうところがあるので、他の自治体よりはまだ、加賀市の市民には、多少馴染みがあるかなという気はしております。ただ、今申し上げましたように、慣れないといけないところはあるかなというふうに思っています。

それと、広場に通じる道路について、先日加賀市の都市計画審議会で、ご意見が色々どでました。今説明があったように、元々の40mという幅員から現道の25mに縮小すること、そのものについては、それほど異論があったわけではありませんけれども、新幹線の加賀温泉駅としての、加賀温泉郷の表玄関口としての風格であるとか、にぎわい創出であるとか、そういうことを考えると一般的な交通量としての、この道路は4種2級だと伺っておりますけれども、普通の4種2級の道路よりは、少し空間としての魅力をアップする、あるいは、道路の両側に、公共的な空間として都市空間を上手く活用するという説明がありましたので、それも含めた一体的に少し配慮を頂きたいという、そういうご意見が1つございました。

それともう1つが、前面道路は、おそらく車線幅員が3.25mとしての2級の道路の幅員なのですけれども、そこから入るところの道路が2級になって、標準からすると、車道の幅員が3.0mで標準値ですので、特にこれでダメだという話ではないですが、観光バス等の駐車場があったりして、大型のバスが現状よりは出入りが多くなるというふうに考えられることから、前面道路と同じように3.25mあったほうがいいのか、こういうご意見も、一方でありました。ですから、実施設計の段階で、今はおそらく車線数と、それから道路幅員を決める段階かと思っておりますので、この割り振りなり、中のしつらえ等については、実施設計の段階で、もう一度少し検討頂けたらというのが、審議会でのご意見でした。以上です。

◆川上会長： ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局からなにかございますか。

◎事務局： 都市計画課長の鈴見でございます。今ほど高山委員の方から、都市計画道路について、2つお話がございました。まず、1つ目のご質問として、駅前に通じる道路については、都市の顔であり、新幹線駅の一番大事なところですので、それなりの景観、風格の仕上げが必要ではないかのご質問ですが、この件につきましては、手前共も重々承知はしております。現在、加賀市さんの方で

は、広場の屋根施設のプロポーザルが行われ、詳細設計に入られているところ  
でございますので、そちらとも十分情報交換しながら、進めたいと思っております。  
もう一点の車道の幅員につきましては、将来交通量や新幹線停車駅での  
事例から考慮すると3メートルですので、3メートルとさせて頂いております。

こちらにつきましても、加賀市さんの広場の詳細設計で十分情報交換をしな  
がら、良い広場と良い道をつくっていきたいとこのように考えておりますので、  
どうぞよろしく願いいたします。

◆川上会長： 高山委員いかがですか。

◆高山委員： 結構です。

◆川上会長： 道路については、両側の既に加賀市所有である公共用地との決定も、都市計  
画道路の設計と併せて検討されることはあるのですか。

◎加賀市： 加賀市都市計画課長高本です。ただいま、ご質問ありました、道路の横の幅  
7.5m 部分につきましては、今後、市の方で検討を進めまして、工事と同じ時期  
に実施できればと思っております。

◆川上会長： ありがとうございます。それともう一点、高山委員からラウンドアバウトの  
ことについて、ご意見、ご質問があったのですけれども、県内含めて既存のもの  
については、どんな状況でしょうか。混乱とか利用状況とか、そういうこと  
について、なにかお聞かせ頂けますでしょうか。お願いします。

◎事務局： ラウンドアバウトは県内では、3箇所あると承知しております。1箇所はかほ  
く市さん、加賀市さんに2箇所、大規模なものは3箇所ございます。最初は、  
慣れるまで、色々あるようですけれども、使い始めれば、問題も無いもないと  
いうふうに聞いております。今回、計画させて頂く上で、県警とも協議を行っ  
ており、交通安全上のアドバイスも頂いた設計となっております。

◆川上会長： ありがとうございます。特に大きな事故とかはないですか。

◎事務局： ないです。

◆川上会長： ありがとうございます。他になにかご意見、ご質問はございませんでし  
ょうか。それでは、特にご意見・ご質問他にございませんようですので、本案はご  
承認頂いたものといたします。

それでは、議第 1598 号金沢市新保町地内における特殊建築物の位置につい  
て、を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： ご説明いたします。議第 1598 号金沢市新保町地内における特殊建築物の敷地

の位置について、ご説明いたします。議案書は7ページ、図面は8ページになります。スクリーンをご覧ください。

産業廃棄物処理施設の設置許可についてですが、建築基準法51条のただし書の規定におきまして、都市計画区域内における産業廃棄物処理施設などの特殊建築物は、その敷地の位置を、県都市計画審議会が都市計画上支障ないと認め、特定行政庁が許可した場合に、新築・増築等の変更ができる、とされております。今回、許可の変更申請があったことから、支障の有無について、本審議会に付議するものであります。

まず、位置の確認です。こちらが金沢外環状道路山側幹線になります。南北に走っているこちらが一般県道小原土清水線になります。こちらが北陸学院大学、こちらが内川墓地となります。今回の案件は、新保町地内の赤く着色した箇所になりまして、市街化調整区域内に立地しております。

許可の対象となりますのは、PCB汚染物及びPCB処理物の処理能力、処理量の変更についてであります。今回、1日あたりの処理能力を10.3tから31.6tに変更することから、従前の処理量の1.5倍を超えるため、許可が必要となり、本審議会に付議するものであります。

PCBの概要についてご説明いたします。PCBとは、ポリ塩化ビフェニルの略で、絶縁性・不燃性に優れており、トランスやコンデンサー等に用いられております。しかし、その有害性により、コンデンサー類は平成3年以降、変圧器類につきましては平成6年以降に新たな製造されたものには、使用されていない状況になっております。

現在、PCB特別措置法により、2027年3月までに処理の義務づけが行われております。低濃度PCBは環境大臣が認定した施設で処理が認められており、環境開発株式会社は、平成26年に一度、PCBの処理施設につきまして、環境大臣認定を取得しておりますけれども、今回新たに、平成30年12月に大臣認定の再度取得を行っております。

配置図になります。こちらの赤色の部分が、当該施設になっております。今回は、施設の入替えや機械の増設はなく、この焼却炉での1日の処理量を増加させるものとなっております。

都市計画上の判断についての考え方は大きく3点ございます。1つ目は、土地利用計画との整合が図られているか、2つ目は、搬出入路が十分確保されているか、3点目は、敷地周囲の修景や緑化がなされているかという視点で支障の有無を確認しております。

まず、土地利用計画との整合についてでございます。赤色で囲まれた範囲が敷地から100mの範囲を示しております。近隣の集落としては、新保町、小原町があります。そこにつきましては、100m以上離れてございます。また、騒音に配慮すべき学校や病院は付近にございませんし、近隣の住環境に与える影響も少ないことから、都市計画上、支障はないと判断しております。

次に搬出経路の確保についてでございます。処理施設へ向かいます県道小原土清水線は概ね10mの幅員がある状況です。次のスライドをご覧ください。こちらは、処理場への進入路であります市道小原住吉線についてでございます。

幅員が約6m ございます。これまでも、道路沿道の生活環境や交通に特に問題がなく、今回の処理量の変更に伴い、増加する車両につきましても、ごくわずかでありますことから、交通に与える影響は少ないと判断しております。

次に敷地周囲の修景、緑化についてです。敷地周辺は、山林に囲まれており、敷地内につきましても、敷地面積約4万㎡に対しまして、約20%以上の緑化がされているような状況となっております。

続いて、関係機関等との調整状況について、ご説明いたします。今回の申請にあたりまして、所在地を含む新保町会、小原町会に対する説明を終え、合意形成が図られております。また、騒音・振動等の生活環境上の支障の有無につきましても、実証実験等を経て、影響はないと評価され、環境大臣の認定取得を行っております。さらに、金沢市の都市計画上の観点から支障はないとの意見も頂いているところでございます。

以上のことから、本案件の特殊建築物の位置については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

◆福村委員： この種の施設は、汚染水の心配は全くないのですか。

◎事務局： この処理場での汚染水の恐れというところにつきましても、確認しましたところ、廃棄物は専用の保管容器を用いて保管し、流出防止措置として、オイルフェンスの設置等の対策を実施していると聞いております。

◆川上会長： 処理後のものはどうなるのですか。

◎金沢市： 金沢市役所環境指導課です。普段、金沢市内の産業廃棄物処理業者の指導、監督をしている者です。

今ご質問のあった、処理後のものについては、基本的に焼却炉ですので、出てくるのは、燃え殻と排ガスをフィルターで吸着して落ちてくる、煤塵と呼んでいるものになりますが、ごみとして、出てくるのは、燃え殻と煤塵の2種類になります。これらにつきましても、それぞれ定期的に分析いたしまして、最終的には、ゴム状のシートを貼った、汚水が自然に出て行かない、埋め立て場に埋め立てすることになるのですが、分析結果をもとに、法律上適合したものということを確認して、埋め立て処分していくことになります。

また、先ほどのご質問の補足として、水の話なのですが、ごみの処理で汚水は出てくるのですが、焼却施設全体からは、水が外に出て行かない構造で計画して、運用しておりますので、汚水が流出する心配はないということでございます。

◆川上会長： よろしいでしょうか。

◆福村委員： この種の施設は、山の中で人の住んでいない、迷惑かからない所だが、逆に、よほど管理をしっかりと頂かないと、地下水として漏れたり、川に流れたり、上流であるだけにね、下流の皆様にも思わぬ迷惑がかかってしまうので、その辺の管理は徹底して頂きたいと思います。

◆川上会長： 今後の運用の方は、環境的な部門での査察とかあるわけですか。

◎金沢市： こちらに申請があったのは、PCB の無害化処理施設なので、環境大臣の認定にはなるのですが、この事業者はそれとは別に、通常の産業廃棄物処理施設もいくつか置いてありますので、私ども金沢市環境指導課が、少なくとも年2回は定期的に、立ち入り検査をして、分析状況等々の確認をしておりますし、施設の維持管理状況も確認しております。また、環境大臣の認定施設として、環境省などが定期的に査察に参りまして、適切な維持管理を確認しているところでございます。

◆川上会長： 査察含めて、監督等して頂ければと思います。他にご意見はございますでしょうか。

◆池本委員： 今回は、施設の増設、変更等はないということで、今お伺いしたのですけれども、ということは、既存のものの範囲内で、他の廃棄物を減らして、PCB 受け入れるというようなイメージなのでしょうか。搬入車両の数自身はそんなに変わらないという理解でよろしいでしょうか。

◎金沢市： ご指摘のとおり、施設自体のキャパシティで言うと、最大 95.9t の焼却施設なのですが、その内の PCB が占める処理能力を、今まで、最大 10.32t だったものから、倍程度に増やすという比率を変える計画ですので、大幅に車両数が増えるということではないのですが、PCB の運搬車両のみで見た場合は、やはり、処理能力があがる話ではあるので、計算上日量 2 台から 3 台への増加なので、1.5 倍となる計画です。

◆池本委員： それについては、PCB を運んでいる車っていうのは少し違うのですかね。同じなのですかね。

◎金沢市： PCB 運搬のガイドライン、法律上の基準を遵守して、油が漏れないような措置を講じて、収集運搬しております。

◆池本委員： それは、地元の御理解が得られているということで、よろしいですか。

◎金沢市： そうですね。運搬、処分、処理量の増加等についてもご説明しているところです。

◆川上会長： 他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。では、特に他にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認頂いたものといたします。

◆川上会長： それでは、最後に、事務局の方から、都市計画決定案件(市町決定)について報告をお願いします。

◎事務局： それではご説明いたします。

お手元の報告事項資料をご覧ください。こちらは、前回第 167 回審議会の平成 30 年 3 月 23 日以降に、市町におきまして決定告示された案件の総括表でございます。表にあります、土地利用に関する案件が 10 件、都市計画道路等の都市施設に関する案件が 7 件、土地区画整理事業の案件が 1 件の合計 18 件となっております。個々の案件につきましては、次ページに掲載しております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。特にないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

◎事務局： 委員の皆様、厳正なるご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 168 回石川県都市計画審議会を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。